

1. 所得税法(EstG)第37b条に基づく所得税の一律課税

現在ドイツで開催中のサッカー欧州選手権、またフランスで行われるオリンピックと、2024年は大きなスポーツイベントが欧州で続きます。この機会などに、良好なビジネス関係の維持や職場雰囲気の向上を目的として、取引先や従業員へスポーツ観戦や関連する文化イベントへの招待を検討する企業は注意しなければならない点があります。こういったイベントへの招待が現物支給と見なされ、受け取った取引先あるいは従業員の課税対象所得となり、相手へ意図せず税負担を強いる可能性があります。

上記のようなケースを避けるため、ドイツ所得税法第37b条では、取引先や従業員へ職務に関連した現物支給を行う場合に一律課税の選択を認めています。この場合VATを含む費用の30%が一律に企業側で課税され、取引先や従業員は確定申告時に受けたサービス内容や費用を申告する必要がなくなります。

イベントへの招待については、例えばVIP席を取引先や従業員に無償提供した場合にもこの一律課税を利用することが可能です。VIP席を提供した際には簡略化のため、税務当局はVIP席に関する費用総額の40%を公告宣伝費、30%を接待費、残りの30%を現物支給として振り分けることを認めています。この場合、所得税法第37b条に従って接待・現物支給分の金額(全体の費用の60%)に対し30%の税金が企業に課せられます。

ただしVIP席の使用契約に接待が含まれていない場合、VIP席の費用は公告宣伝費と現物支給とで適切に按分しなければなりません。連邦財政裁判所は直近の2023年11月23日の判決において、現物支給と見なされるのはVIP席の一席ごとの無償提供であり、例えばクリスマスパーティーなどでVIP席を開放するようなケースは現物支給に該当しないと裁定しました。したがって、現物支給の按分を算出する際に空席分を考慮する必要はありません。また、従業員が取引先の付き添いとしてVIP席を利用する場合、その従業員にとって利益よりも仕事が主な目的となりますので、こちらも現物支給には該当しません。

2. 所得税確定申告における個人資本所得の取り扱いについて

個人資本所得については、25パーセントの資本収益税と連帯税、場合によっては教会税が源泉課税されるため、基本的には所得税確定申告の際に申告を行う必要はありません。ただし、確定申告で申告を行わなければならないケース、また行った方が得になるケースが存在します。

確定申告の際に申告を行わなければならないケース：

- 源泉課税が行われない資本所得（例えば親族や株主への貸付金、税金の還付金に対する利息収入、海外の銀行からの利子収入等）を得ている場合
所得税確定申告でこのような資本所得を申告した場合、通常源泉課税の場合と同様に25パーセントの課税率となります。
- 非課税通知が発行されたなど、教会税を納める義務があるにも関わらず、資本所得から教会税が源泉徴収されていない場合
このような場合は教会税の課されていない資本所得のみ申告を行えばよく、教会税はその後、所得税が確定される過程であわせて算出されます。ただし、教会税を納めた場合の源泉税の減額については、全ての資本所得を申告しなければ行われません。

資本所得の申告を行った方が得になるケース：

- 企業に対する持ち株からの配当利益について、その60パーセントを所得税の税率で課税させる場合
いわゆる「部分所得手続き」と呼ばれる手法ですが、こちらの手続きを行う方が源泉課税よりも課税額が低く、また資本の一部を得るための資金調達に関連して発生した利息を所得関連経費として（部分的に）考慮することも可能となります。
ただしこの手続きを行うためには、持株比率が25パーセント以上であること、もしくは企業全体の活動に対して最低1パーセント以上の重要な業務を行っていることが条件となります。
- 個人所得税の課税率が25パーセントの源泉課税率を下回る場合
- 資本所得税が通常よりも多く源泉課税されている場合
資本所得については原則的に実際の経費の控除は認められておらず、1,000ユーロ（合算申告の場合は2,000ユーロ）の一律控除のみ可能ですが、源泉課税を行う銀行などにこの一律控除に関する申請を行っていない場合、控除が考慮されないまま課税が行われます。そのため、源泉で多く徴収された税金の還付を受けるためには、所得税確定申告で申告を行わなければなりません。
- 個人売買取引や資本資産取引で発生した損失を資本収入と相殺する場合
個人売買取引、もしくは資本資産取引で発生した損失については、同じく資本資産から発生した収入とのみ相殺が可能ですが、相殺を行うには銀行や金融機関から発行される証明書を税務署へ提出しなければなりません。証明書は必ずしも自動的に発行されるわけではありませんので、もし届いていない場合には銀行や金融機関にお問い合わせください。

3. 海外銀行口座に関する情報交換

脱税対策として、ドイツをはじめ100カ国以上が銀行口座情報を自動的に交換する体制が整っており、ドイツ連邦中央税務庁（BZSt）は、外国の管轄当局から送信されたデータを受け取り、保管し、適切な課税手続きを行うために管轄の州税務当局に転送しています。

預金口座や保管口座、売却可能な保険契約、年金保険契約、株式投資や債券投資に関するデータが対象となり、主に銀行・保険会社・投資ファンドが報告を行います。この自動的な情報交換によりスイスの銀行口座の残高がドイツの税務当局に送信されたことで、基本的権利、特に情報の自己決定権が侵害されたと主張する納税者が、スイス当局から受け取ったデータの削除を求めて訴訟を起こしました。

しかし、ドイツ連邦財務裁判所はこの主張を退け、2024年1月23日の判決IX R36/21により、金融口座情報の自動交換は合憲であると判断しています。連邦中央税務庁によるデータの処理および保存は法律に準じて行われており、情報の自己決定権の侵害を伴うが、国境を越えた脱税を効果的に防止し、税の公正さを促進するという憲法上正当な目的を果たすものであるため、その侵害は正当化されていると判断されました。この場合一般データ保護規則違反にあたらないため、原告の求めるデータ削除の権利も存在しないことになります。

4. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EUならびに欧州経済領域内における、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付属する土地の整備費用については税額控除が認められています。具体的には以下の費用のうち20%が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
家庭用サービス（年間20,000ユーロまで） 例）住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、ペットの世話、介護や育児手伝い（親族による場合も対象とする）、介護施設費用	4,000ユーロ
技術的サービス（年間6,000ユーロまで） 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1,200ユーロ

所得税法第35a条によれば、この減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には物理的に距離が離れている場所（第2住居、週末や休暇用の住居など）も含まれており、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。つまり自身が所有する土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用なども控除の対象となりますが、これに対し公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越し場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけでなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その際、家賃や共益費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。入居者ごとの費用負担割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書や、貸主や管理人が発行する書面によって証明する必要があります。

減税対象とならないものには、新築住居の施工における技術的サービスなどがありますが、新築住居に関わる費用であっても、あとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合や（利用・居住スペースの拡大）や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置する場合、あるいは新たに庭を造る、柵・小道を施工する場合などは新築住居の施行における技術的サービスとは見なされず、減税対象になります。

